

掛川市条例第13号

掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（規則に定める教育時間の終了後及び規則に定める長期休業日に園児のうち教育認定子どもを対象として行う教育活動に係る保育料をいう。） <u>次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 年間利用 月額8,000円（8月にあつては、日額1,000円）</u></p> <p><u>イ 一時利用 日額650円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号イ(イ)及び同項第2号の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る<u>こども園保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）</u>の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>教育認定子ども（前項の規定の適用を受ける者を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（規則に定める教育時間の終了後及び規則に定める長期休業日に園児のうち教育認定子どもを対象として行う教育活動に係る保育料をいう。） <u>日額450円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号イ(イ)の規定にかかわらず、月の途中における入園又は退園に係る<u>保育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）</u>の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（25</u></p>

ア 月の途中における開始の場合 第1項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼保連携型認定こども園条例の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

